

～ 災害に強い物流システムの構築について ～

国土交通省大臣官房参事官(物流産業)

平成24年11月27日

災害に強い物流システム構築に向けて

東日本大震災の教訓

○物流業務に精通した者の不在により、支援物資物流全体としての効率が低下した事や、支援物資の集積拠点となるべき公共施設が利用できず、民間施設を活用したが絶対数が不足した事等により、支援物資が各避難所まで円滑に届かない混乱が発生
→物流業務に精通した民間物流事業者のノウハウや施設を活用することなどが不可欠であることが顕在化

I. 東日本大震災からの復興の基本方針を取りまとめ

【平成23年7月29日】

○災害に強い交通・物流網の構築施策の重要性を提唱
→倉庫・トラック、外航、内航海運等の事業者などのノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築 ・東日本大震災復興対策本部にて基本方針決定

II. 「支援物資物流システムの基本的考え方」の策定

【平成23年12月】

○国土交通省において、支援物資を避難所（自宅避難者含む）まで円滑に届けることを可能とするシステムを構築するための「支援物資物流システムの基本的な考え方」を策定

・有識者、物流事業者、関係省庁等で構成する「アドバイザリー会議」で検討
(アドバイザリー会議:9月設置、12月取りまとめ)

III. 「災害に強い物流システム」の構築（4つの広域ブロック）

【平成24年3月】

○4つの広域ブロック単位（関東、東海、近畿、中四国九州）で協議会※を設置し官民の連携・協力体制の構築等を提言し、今後の支援物資物流のあり方についてとりまとめた。

(※)「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」

(4つの広域ブロック協議会:平成23年12月設置、平成24年3月とりまとめ)

構成メンバー:学識経験者、関係自治体(都府県)、トラック協会、倉庫協会、大手運送事業者、国土交通省等

IV. 「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会

【平成24年7月～】

○東北ブロックにおいては、7月に協議会を設置し、官民の連携・協力体制の構築等について検討を実施中。
○北海道、北陸信越、沖縄においても検討の枠組みを順次立ち上げる。

V. 「支援物資物流システムの構築に関する地方ブロック協議会」

(関東、東海、近畿、中国、四国、九州)

【平成24年9月～】

支援物資物流全体の円滑化・最適化を実現するため、国土交通省をはじめ、内閣府・経済産業省・農林水産省も含め、幅広い関係者が参画した新たな枠組みのもとで、協議会を設置し検討を行う。

災害に強い物流システム協議会 とりまとめ概要

東日本大震災時の状況

未曾有の大災害により、支援物資物流全体に支障が発生

支障が生じた主な要因

物資拠点

物資拠点として想定していた公共施設が、被災や避難所等への転用で使用できず、民間施設を活用して対応したが、絶対的な拠点数が不足

物流ノウハウ

物流業務(在庫管理や仕分け等)に精通した者が不十分であったため全体としての効率低下

オペレーション

広域災害時を見据えた情報収集・管理体制が明確に定められておらず、物資搬入の調整窓口が混乱する等、指揮系統が錯綜

結果、支援物資が各避難所まで円滑に届かない混乱が発生

支援物資物流における輸送や在庫管理等の業務を円滑に行うためには、これらの業務に精通した民間物流事業者のノウハウや施設を活用することが不可欠であることが顕在化

広域ブロック単位で協議会を設置、今後の支援物資物流のあり方についてとりまとめ

協議会におけるとりまとめ内容

○ 民間物資拠点のリストアップ

現在指定されている公共施設等の物資拠点に加え、民間の物流施設の活用を可能とするよう民間物資拠点をあらかじめリストアップする。

○ 官民の連携、協力体制の構築

災害時には、都府県災害対策本部において支援物資物流に関する専門的な組織(緊急物資輸送チーム)を編成し、支援物資輸送に関する情報の一元的な管理を行う。

また、災害時の支援物資物流について、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、都府県の災害対策本部におけるオペレーションや物資拠点の運営に物流専門家(物流事業者)が参画する。

さらに、災害時には、国土交通省・地方運輸局が物流事業者団体と連携し、物資拠点の被災状況等を収集するとともに、広域的・専門的な観点から民間物資拠点の選定について都府県の災害対策本部へ助言を行うなど官民の連携・協力体制を構築する。

○ 官民の協力協定の締結・充実の推進

都府県と物流事業者団体との間の協力協定について、輸送に関するもののほか、都府県の災害対策本部への物流専門家の派遣、物資の保管、物資拠点の運営等に関することを盛り込むなど、新規の締結や既存協定の内容の充実を推進する。

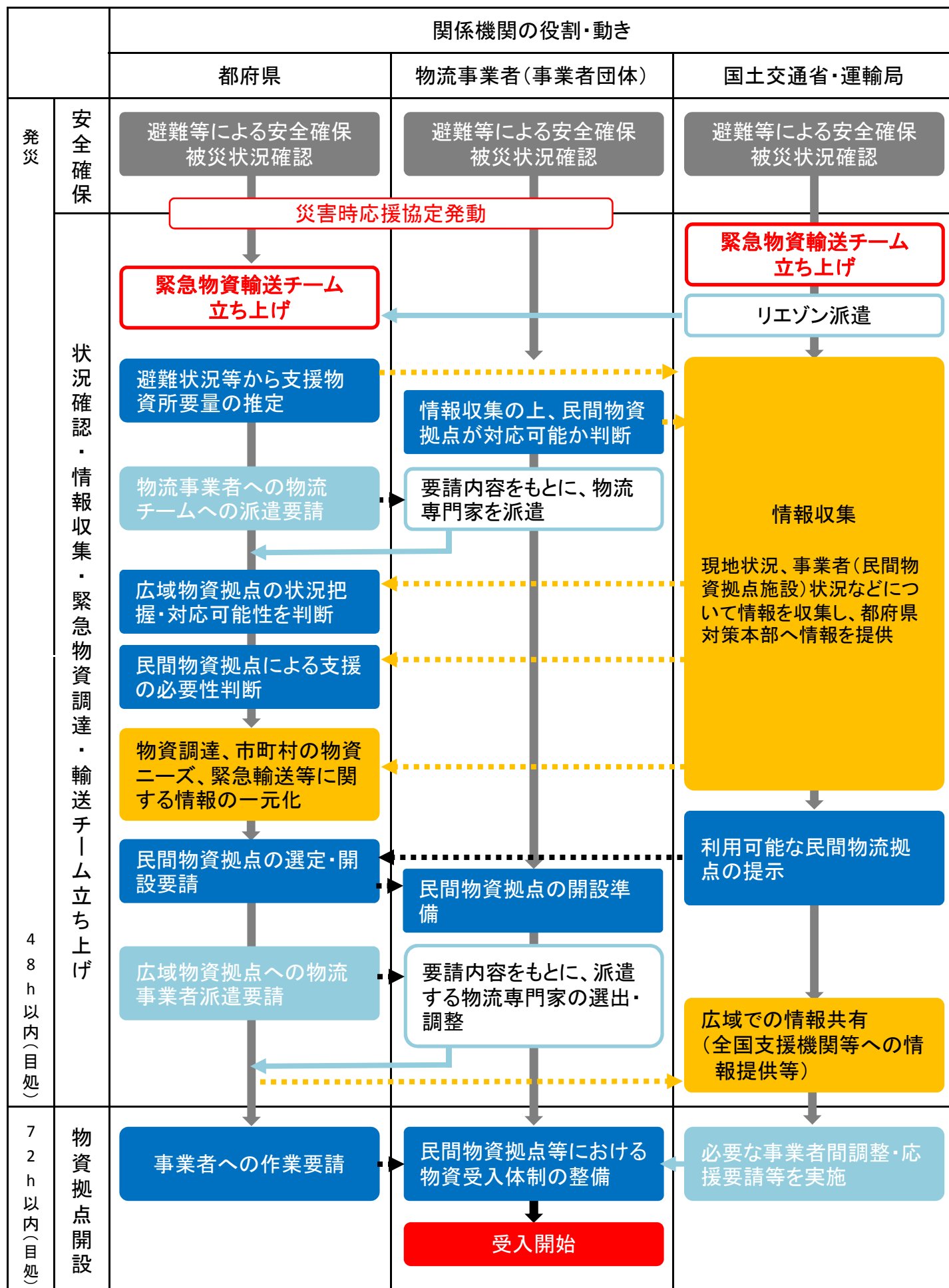
※ 構成メンバー：学識経験者、関係自治体(都府県)、トラック協会、倉庫協会、大手物流事業者、国土交通省 等

民間物資拠点リスト 都府県ごとの内訳

選出協議会	都道府県	民間物資拠点数
関東ブロック	茨 城	19
	栃 木	6
	群 馬	8
	埼 玉	25
	千 葉	11
	東 京	32
	神奈川	32
	山 梨	4
	(小 計)	137
東海ブロック	長 野	21
	静 岡	24
	愛 知	30
	岐 阜	6
	三 重	5
	(小 計)	86
近畿ブロック	滋 賀	25
	京 都	8
	大 阪	40
	兵 庫	26
	奈 良	4
	和歌山	5
	(小 計)	108
中四国・ 九州ブロック	岡 山	5
	広 島	4
	山 口	4
	徳 島	8
	香 川	8
	愛 媛	7
	高 知	7
	大 分	9
	宮 崎	12
	(小 計)	64
総 計		395

※ 平成24年3月8日、9日に各ブロック協議会においてとりまとめられた民間物資拠点数

広域災害時の災害物流関係者の動きのイメージ



※ 時間軸についてはあくまで目安であり、各作業については極力早期に対応ができるよう努力する。
 ※ 上記は広域からの物資調達・輸送の流れであり、備蓄物資、都府県内協定締結事業者からの物資は含まない。

大規模災害対策に係る政府の計画体系との関係

災害対策基本法

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序と公共の福祉の確保に資することを目的とする（以下「災対法」）

※一部改正【平成24年6月27日】

物資輸送は被災地の要請を待ついとまがない場合に送り込むことができるいわゆる「プッシュ型」等を新たに規定

中央防災会議

- ・内閣総理大臣が会長、各省の大臣が委員
- ・防災基本計画、大規模地震の各種計画の作成等

防災対策推進検討会議

- ・東日本大震災における政府の対応を検証、教訓の総括
- ・防災対策の充実・強化を図るため調査審議

※検討会議最終報告のとりまとめ【平成24年7月31日】

防災基本計画

- ・災対法に基づき策定。日本の災害対策の最上位計画
- ＜＜中央防災会議決定＞＞

※防災基本計画を修正【平成24年9月6日】

- 平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を実施。民間事業者のノウハウや能力等を活用
- 国及び地方公共団体は、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援を推進
- 国、地方公共団体等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施

地域防災計画

- ・各地方自治体等が策定

地震対策大綱

- ・切迫性のある特定の大規模地震を対象とした、予防、応急、復旧・復興のマスタープラン＜＜中央防災会議決定＞＞

応急対策活動要領

- ・応急対策の具体化。大綱に基づき策定＜＜中央防災会議決定＞＞

要領に基づく具体的な活動内容に係る計画

- ・被害想定に基づき、予め地域ごとの物資調達、緊急輸送ルート等を計画

国土交通省

災害に強い物流システムの構築に関する協議会

首都直下、東海、東南海、南海地震の被害が想定される地域において、学識経験者、関係自治体、物流事業者等により、円滑に支援物資物流を行うための検討を行い、取りまとめ。（平成24年3月）

- ・民間物資拠点のリストアップ
- ・官民の連携、協力態勢の構築
- ・官民の協力協定の締結・内容充実の推進

平成24年度以降も、関係者の協力関係を深めるとともに、更なる課題について対応を検討。

支援物資物流システムの構築に関する地方ブロック協議会

内閣府、経済産業省、農林水産省を共同省庁として連携し、最適な支援物資物流の実現のための方策を検討。（平成24年度）

協議会で取りまとめた事項について、中央防災会議等が決定する各種計画にその内容が反映されるよう、内閣府防災担当等と連携。